

# ねたきり高齢者の おむつ代を助成

**対象** 65歳以上の方で、6か月以上ねたきりの状態で、常時おむつなどを使用している方

※介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所（入院）している方、生活保護を受けている方、その他の制度でおむつ代の助成・補助を受けている方を除く。

**助成内容** 申請月から、月額6千円を助成  
※さかのぼっての助成はできません。また、ねたきり状態およびおむつの使用期間が、6か月未満の場合、申請できません。

**申請方法** 次のものを持参のうえ、問合せ先へ

①申請者（介護をしている家族）と対象者（ねたきり高齢者）の印鑑  
②おむつ使用証明書（市指定の書類）または、おむつ代の領収書（直近6か月分）  
※対象者の身体状況により、提出するものが異なります。詳しくは、お問い合わせください。

③要介護認定を受けている方は、介護保険被保険者証  
④振込口座のわかるもの（郵便局は不可）

**問合せ** 高齢者福祉課医療係（市役所1階） ☎042（346）95388

**国民年金**

**退職したときは**

**国民年金の手続きを**

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方で、会社などを退職した方は、国民年金への加入手続きが必要ですので、市役所の窓口で手続きをしてください（退職日の翌日から再就職し、厚生年金保険や共済組合に加入する方を除く）。

また、退職後に、厚生年金保険または共済組合に加入している配偶者の扶養になる方は、国民年金第3号被保険者となります。この場合、配偶者の勤務先を通じて、加入手続きをしてください。

**問合せ** 保険年金課 ☎042

**使用しないバイクなどは3月中旬に廃車の手続きを**

バイクなどにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。使用しない車両や使用可能な車両をお持ちの方は、3月30日（金）までに廃車の手続きをしてください。

◆次の窓口で手続きを  
▽25cc以下の二輪車…市役所税務課庶務係  
▽25ccを超える二輪車…東京陸運支局多摩自動車検査登録事務所 ☎050（5540）2033  
▽軽三輪・軽四輪車…軽自

# 老人保健制度

老人保健制度（老人医療）は、高齢者が医療機関などにかかるときの負担を軽くし、安心して医療を受けられるようにする制度です。

対象は、75歳以上の方（昭和7年9月30日以前に生まれた方を含む）と、65歳以上で一定の障がいのある方です。

**入院前に**  
限度額適用・標準負担額減額認定書の申請を

医療受給者で、平成18

**表1 ⑧入院時の食事代（1食につき）**

区分	金額
一定以上所得者（※1）	260円
一般	
低所得Ⅱ（※2）	90日までの入院 210円 90日を超える入院（※4） 160円
低所得Ⅰ（※3）	100円

※1 現役世代の平均的収入以上の所得がある方（住民税の課税所得が145万円以上）とその世帯に属する方。ただし、年収が2人世帯などで520万円未満、単身世帯で383万円未満の方は、申請により「一般」の区分になります。

※2 世帯全員が住民税非課税の方。

※3 世帯全員が住民税非課税で、かつ各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円になる方（単身世帯で年金収入のみの場合…約80万円以下）。

※4 入院は過去12か月の間です。申請が必要です。

**交通災害共済（ちよこつと共済）**  
公費負担を廃止

◆平成19年度加入申込み受付中  
平成18年度をもって、市内在住の小・中学生、消防団員の公費負担による加入を廃止します。

今後は、万一の交通事故に備え、皆さんのご家庭で

**オリジナル切手**  
「こだいらの四季折々」を販売

小平市の四季折々の風景をデザインした、オリジナルフレーム切手「こだいらの四季折々」を販売します。

販売開始日 3月20日（火）

**老人医療費助成制度が終了します**

東京都の老人医療費助成制度は、平成19年6月末で終了となります。

都外診療などの立て替えや高額医療費（該当の方に申請書を送付しています）の申請は、平成19年7月以降は、東京都が窓口になりますので、早めに問合せ先に申請してください。

**健康保険証が変わったら届け出を**

医療受給者証または医療証をお持ちの方で、加入している健康保険が変更になった方は、届け出が必要で、新しい健康保険証と医療受給者証または医療証を持参のうえ、問合せ先または、東部・西部出張所、動く市役所に早め届け出をしてください。

**問合せ** 高齢者福祉課医療係（市役所1階） ☎042（346）95388

**表2 ⑨1か月の自己負担限度額**

区分	負担割合	自己負担限度額	
		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
一定以上所得者	3割	44,400円	80,100円+1%（※1） 44,400円（※2）
一般		12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	1割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ			15,000円

※1 「1%」は一定の限度額（267,000円）を超えた医療費の1%。  
※2 過去12か月に4回以上、高額医療費の支給があった場合の4回目以降の限度額。

**消防署の仕事**

小平消防署では、市民の皆さんをさまざまな災害から守るため、火災の予防、警戒をはじめ、交通・労災

**生活みを出すときのワンポイント**

生ごみをからすが食い散らかさないように対策をしても、効果がでないときは、生ごみ処理機器の利用をお勧めします。

野菜くずや残飯などを可燃ごみに出さずに、生ごみ処理機器を使うと、ごみの量が減ったり、簡単にたい肥

**家出人・少年相談窓口の開設**

警視庁では、少年の家出や非行問題などでお悩みの方に、電話や面接により相談に応じています。

◆警視庁少年育成課立川少年センター  
とき 平日：午前8時30分～午後5時15分  
相談電話 ☎042（522）69388

◆警視庁家出人相談室  
とき 平日：午前8時30分～午後5時15分  
相談電話 ☎03（3592）1640

◆ヤング・テレホン・コーナー  
とき 平日：午前8時30分～午後8時  
土曜・日曜日、祝日：午前8時30分～午後5時  
相談電話 ☎03（3580）4970

**問合せ** 警視庁家出人相談室 ☎03（3592）1640

**普通救命講習**

とき 3月23日（金）午前9時～正午

ところ 小平消防署

費用 1千400円（テキスト・人工呼吸用マスク代）

**対象** 市内在住・在勤・在学の方

**定員** 30人

**内容** 新心肺蘇生法（自動体外式除細動器の取り扱いを含む）

※動きやすい服装（スカーフト不可）と靴で参加してください。

※修了者には、後日、救命技能認定証を交付します。

申込み 小平消防署警防課 救急係 ☎042（341）0119

**健康保険証が変わったら届け出を**

医療受給者証または医療証をお持ちの方で、加入している健康保険が変更になった方は、届け出が必要で、新しい健康保険証と医療受給者証または医療証を持参のうえ、問合せ先または、東部・西部出張所、動く市役所に早め届け出をしてください。

**問合せ** 高齢者福祉課医療係（市役所1階） ☎042（346）95388

**「こだいらの四季折々」を販売**

小平市の四季折々の風景をデザインした、オリジナルフレーム切手「こだいらの四季折々」を販売します。

販売開始日 3月20日（火）

